

一般名処方と長期収載品選定療養費についてのお知らせ

一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いていますが、後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名での処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行っています。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

長期収載品の選定療養費の負担について

令和6年10月から後発医薬品ではなく先発品(長期収載品)を希望した場合には、両者の差額の4分の1を患者さん自身の負担とする仕組み(選定療養)が導入されます。この制度は自己負担のない方(医療証をお持ちの方)も原則対象になり、その費用については消費税の課税対象になります。

令和6年5月

医療機関名： 医療法人紫陽 クリニックサンセール